

# 木曾岬町部活動指導員募集要項

令和5年4月  
木曾岬町教育委員会

木曾岬町立学校において、単独で指導及び引率が可能な、専門的技術指導ができる部活動指導員を募集します。本事業は、部活動を充実・活性化させると共に、学校現場における教員の業務の適正化を図ることを目的としています。

## 1 任用形態

会計年度任用職員

## 2 任用期間

原則として1会計年度\*まで（年度途中での任用や可能性もあります）

※ 4月1日から翌年3月31日までの1年間のこと

## 3 職務内容

- (1) 大会、練習試合等に係る生徒の引率及び監督
- (2) 安全・障害予防に関する指導及び生徒指導に係る対応
- (3) 部活動の実技指導
- (4) その他、木曾岬町教育委員会又は校長が必要と認める職務

## 4 勤務場所

木曾岬町立木曾岬中学校

## 5 勤務時間・日数

- (1) 勤務時間は、平日2時間、休日3時間以内とし、予算の範囲内で勤務いただきます。
- (2) 週当たりの勤務日数は原則、平日4日、土日どちらか1日の計5日間を超えない範囲内となります。

## 6 応募資格等

(1) 応募資格 次のア～オのすべてを満たす方

ア 専門的知識や技能を有し、生徒に適切な指導が行える方

イ 健康状態が良好で、1年を通して職務が行える方

ウ 学校教育に理解があり、生徒の健康面、安全面及び学習面について配慮ができる方

エ 20歳以上の方

オ 地方公務員法第16条の欠格条項\*に該当しない方

※参考資料を参照ください。

(2) 賃金 時給1,600円

## 7 応募方法

- (1) 提出先は木曾岬町教育委員会事務局教育課
- (2) 提出するもの「部活動指導員履歴書」
- (3) 提出方法は持参又は郵送

## 8 登録と任用

- (1) 合格者は、部活動指導員名簿に登録します。
- (2) 部活動指導員名簿に登録された方の中から、部活動指導員を任用します。ただし、登録が必ずしも任用とは限りません。
- (3) 部活動指導員に任用された方は、任用開始前に木曾岬町教育委員会が実施する研修を受けていただきます。

### <参考資料>

#### ○地方公務員法

##### (欠格条項)

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日[昭和22年5月3日]以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

応募・問い合わせ先

木曾岬町教育委員会事務局教育課

電話：0567-68-1617

〒498-8503 桑名郡木曾岬町大字西対海地251

E-mail：kyouiku@town.kisosaki.mie.jp